

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	園芸畜産課	整理番号	17-3
許認可等の種類	従業者の変更等による家畜商免許の交付			
根拠法令条例等・条項	家畜商法施行令第4条の3			
許認可等の概要	新たに家畜の取引の業務に従事する使用人等を置く場合、増置する従事者についての家畜商免許証の交付			
審査基準 (未設定の場合 はその理由)	1 増置する従業者の住所、氏名、生年月日を記載し、申請人が記名押印した書面とその者の家畜商講習会の修了証明書の写しを添付して申請されていること。			
基準の制定根拠	同法施行規則第9条			
標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	10日以内	(内訳) 経由機関 (地域振興局) 協議機関 () 処分庁 農政部園芸畜産課	7日以内	3日以内
期間の制定根拠	—			